

告 示

埼玉県告示第千百八十八号

埼玉県議会平成二十七年九月定例会において議決された平成二十七年年度埼玉県一般会計補正予算（第二号及び第三号）及び平成二十七年年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,552,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,182,980	334,073	164,517,053
	2 国庫補助金	37,943,208	312,201	38,255,409
	3 委託金	6,058,559	21,872	6,080,431
13 繰越金		552,754	1,510	554,264
	1 繰越金	552,754	1,510	554,264
15 県債		275,219,000	166,000	275,385,000
	1 県債	275,219,000	166,000	275,385,000
歳入合計		1,829,050,754	501,583	1,829,552,337

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		6,210,749	21,872	6,232,621
	1 労政費	2,310,661	21,872	2,332,533
6 農林水産業費		22,711,625	56,804	22,768,429
	3 畜産業費	1,310,455	56,804	1,367,259
8 土木費		108,568,023	392,907	108,960,930
	2 道路橋りょう費	48,229,919	392,907	48,622,826
11 災害復旧費		2,718,736	30,000	2,748,736
	2 土木施設災害復旧費	2,698,320	30,000	2,728,320
歳出	合計	1,829,050,754	501,583	1,829,552,337

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
さいたま新都心医療拠点遠隔胎児診断支援システム 整備事業	平成28年度	80,767

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,287,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,444,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,708,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,517,053	150,524	164,667,577
	2 国庫補助金	38,255,409	150,524	38,405,933
13 繰越金		554,264	1,012	555,276
	1 繰越金	554,264	1,012	555,276
15 県債		275,385,000	5,000	275,390,000
	1 県債	275,385,000	5,000	275,390,000
歳入合計		1,829,552,337	156,536	1,829,708,873

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		2,748,736	156,536	2,905,272
	2 土木施設災害復旧費	2,728,320	156,536	2,884,856
歳 出 合 計		1,829,552,337	156,536	1,829,708,873

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 林 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	12,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収 入		計
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款	事業収益	48,352,363	3,578	48,355,941
第1項	営業収益	42,798,240	3,578	42,801,818

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,257,191	3,578	46,260,769
第1項 営業費用	40,433,394	3,578	40,436,972